

第Ⅲ部 平成29年7月九州北部豪雨

【令和2年度分】平成29年7月九州北部豪雨に関する北九州市の支援状況
(令和3年3月31日時点)

《人的な支援》

1. 職員の中長期派遣【危機管理室】 2名

福岡県市長会からの要請を受け、東峰村へ災害復旧業務に従事する職員の中長期派遣を実施（平成29年10月1日～継続中）

- ・ 道路、河川等公共土木施設の復旧業務（土木職）
令和2年4月1日～令和3年3月31日

平成29年7月九州北部豪雨被災地への中長期派遣職員報告

〔派遣分野、活動期間、所属名（補職名）、氏名〕		(頁)
1	<u>東峰村（道路、河川等公共土木施設の災害復旧業務）</u>	35
	活動期間 平成30年4月2日～（継続中）	
	補職名 危機管理室危機管理課	
	氏名 松田 敬三	
2	<u>東峰村（道路、河川等公共土木施設の災害復旧業務）</u>	39
	活動期間 平成31年4月1日～（継続中）	
	補職名 危機管理室危機管理課	
	氏名 田中 秀俊	

東峰村災害復旧支援（3年目）

派遣先 東峰村建設水道課災害対策室公共土木災害係
 所属 危機管理室危機管理課
 氏名 松田 敬三
 活動期間 平成30年4月2日～（継続中）

1 平成30年度から引続きの業務

定年退職に合わせて東峰村への派遣を希望し、平成30年4月から平成29年7月九州北部豪雨による被災箇所の復旧にあたっている。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下、国庫負担法）による復旧工事を主な担当とし、国庫負担法の対象とならない被災箇所については、村の単独事業による復旧工事を担当した。

国庫負担法による復旧工事は、令和元年度までに発注済みとなっており、令和2年度は工事監督、変更設計書の作成業務を行った。

2 東峰村建設水道課災害対策室 公共土木災害復旧担当

平成29年7月九州北部豪雨による被災箇所の復旧工事が本格化した平成30年度から3年目となり、配置人員は年度ごとに少なくなっている。

所属等 民間派遣を除く	平成30年度	平成31・令和元年度 元年6月に1名岡山県へ転職	令和2年度
東峰村	1名	1名→0名	1名
福岡県派遣	2名	2名	1名
長崎県派遣	1名	-	-
北九州市派遣	4名	4名	2名
計	8名	7名→6名	4名

この体制で、平成29年7月九州北部豪雨により被災した箇所で国庫負担法による復旧工事を行うため災害査定を受けた115箇所のうち107箇所の復旧工事が完成した。また、平成30年に被災した箇所で災害査定を受けた8箇所全部の復旧工事が完成した。

3 完成した担当工事

令和2年度に完成した国庫負担法による復旧工事は5件で、複数の災害査定箇所を含む合冊工事があるため災害査定11箇所の復旧が完成した。内訳は、道路災が4箇所、河川災が7箇所である。

合冊工事は、災害査定1箇所ごとを完成させて工事を進めたことから、全箇所の完成に日時を要したが、狭小な被災箇所における精密な作業など、施工業者各位の多大なる努力により完成した。

以下、紹介させて頂く。

(1) 災害査定4箇所の合冊工事 令和2年4月完成

道路災 工種：ブロック積
着工前



完成



検査



道路災 工種：ブロック積
着工前



完成



検査



河川災 工種：ブロック積
着工前



完成



検査



河川災 工種：ブロック積
着工前



完成



検査



(2) 災害査定3箇所の合冊工事 令和2年4月完成

河川災 工種：石積
被災時



完成



検査



河川災 工種：石積
被災時



完成



検査



河川災 工種：ブロック積
着工前



完成



検査



(3) 災害査定1箇所の工事 令和2年5月完成

河川災 工種：大型ブロック積
被災時



完成



(4) 災害査定2箇所の合冊工事 令和2年11月完成

道路災 工種：アスファルト舗装
被災時



完成



検査



河川災 工種：ブロック積
被災時



完成



検査



(5) 災害査定1箇所の工事 令和3年2月完成

道路災 工種：ブロック積、アスファルト舗装
着工前



完成



検査



4 その他の担当工事

国庫負担法による復旧工事は、完成に至らず繰越となったものが1件（災害査定3箇所の合冊工事）。村の単独事業による復旧工事は、大規模な災害となった令和2年7月豪雨の時期に発生したものなどを担当。

5 業務全般と今後について

村内の施工業者の数が少ないため工事完成後直ぐに検査を行い、次の復旧工事を受注できるように配慮して変更設計書を作成したが、完成から検査までの日にちが、やや多かったと反省している。

今後は単独事業による被災箇所の復旧が多数あり、派遣の期間を延長して頂けたことから、未発注分については設計会社への委託を避け、自ら実施設計を作成して復旧にあたりたい。

2年目を迎えた東峰村災害復旧支援活動

派遣先	東峰村建設水道課災害対策室公共土木災害係
所属	危機管理室危機管理課
氏名	田中 秀俊
活動期間	平成31年4月1日～（継続中）

1 はじめに

平成31年4月、北九州市の任期付職員として平成29年九州北部豪雨の災害復旧・復興支援のため福岡県東峰村へ赴任し、早2年が経過しようとしています。赴任後、2年目を迎えた東峰村での災害復旧事業の支援活動報告として、この一年を振り返りまとめてみたいと思います。

2 現地での業務

現地での業務は、赴任1年目と同じく、災害対策室公共土木災害係（以下、公共災という）の一員として、主に河川災害復旧工事の設計・積算・発注、工事発注後の工事監督、関係地権者との立会や関連する農業災害復旧事業等との調整、設計変更から竣工検査までの一連の業務を担当しました。

3 現地での活動経過

東峰村災害対策室公共災の技術職員は、令和元年度は福岡県職員2名（うち係長1名）、本市職員4名、民間企業派遣者1名の7名体制でしたが、令和2年度は、東峰村職員1名、福岡県職員1名、本市職員2名の4名体制となりました。

一方、災害査定復旧工事については、橋梁関係の査定工事1件を除き、全て発注契約済みでしたが、明許繰越・事故繰越を合わせて55件を令和2年度中に完成させる必要がありました。

私の担当工事は今年度、災害査定復旧工事として4河川7工事、道路3路線3工事を担当するとともに、東峰村公共土木単独災害復旧工事（以下、単災という）28件を担当し、無事に竣工完了することができました。

担当した災害査定復旧工事のうち、①河川沿いに人家が散在する区間の河川災害復旧工事、②景観的に優れた棚田沿いの河川災害復旧工事について、以下に要約列記します。

○栗林川河川災害復旧工事（第361号）

当工事区間（約190m）の右岸側は田畑が続く耕作地、一方、左岸側は人家が散在する区間であり、河川沿いの工事用進入路設置は困難な状況でした。

このため、災害復旧工事においては、水の少ない渇水期（10月～4月末）に限定した河川内進入によりコンクリートブロック積護岸工、根継工、及び落差工等を施工しました。

(栗林川第361号2工区)



(被災後)



(工事完了後)

○宝珠山川河川災害復旧工事(第194号)

当工事区間は、「日本棚田百選」に認定されている宝珠山川上流の東峰村大字宝珠山竹地区に位置し、棚田・河川護岸を含めて自然石を積んだ棚田が続く景観に優れたところです。

このため、河川災害復旧工事においても景観に配慮した復旧工法が必要となり、護岸は自然石を用いた石積工による復旧工法が採用されています。

石積による護岸工は、一般的なコンクリートブロック積工法に比べて、①石を積む熟練工が必要、②石積工はブロック積に比べて手間を要するため施工速度が遅いなど、人材確保の面及び工期的な面でも課題がありました。

しかしながら、地元の施工業者の鋭意努力によって、所定の工期内で無事に施工完了することができました。

(宝珠山川第194号1工区)



(被災後)



(工事完了後)

4 現地での業務で困難であった点や活動を通して印象に残ったこと

(1) 災害査定時の河川管理台帳の重要性

令和2年度担当した災害復旧工事において、施工段階で災害査定に反映されていない既設構造物(取水堰)の存在が判明し、それに伴い河川の縦断計画・護岸計画の変更を余儀なくされました。

その原因は、災害査定時に埋塞土砂が堆積しており、既設取水堰の存在が見落とされた中で災害復旧計画が策定されたものと推測されます。

本来、河川の管理台帳が整備されて確認できていれば、既設構造物の存在を前提に災害復旧計画を行うことができたのではないかと考えます。

しかし、「平成29年九州北部豪雨災害」で被災した東峰村の場合、被災範囲が広域で被害も甚大であり、かつ管理する河川が谷間の小河川が散在することから、やむを得ないことではなかったかと判断します。

(宝珠山川第437号)

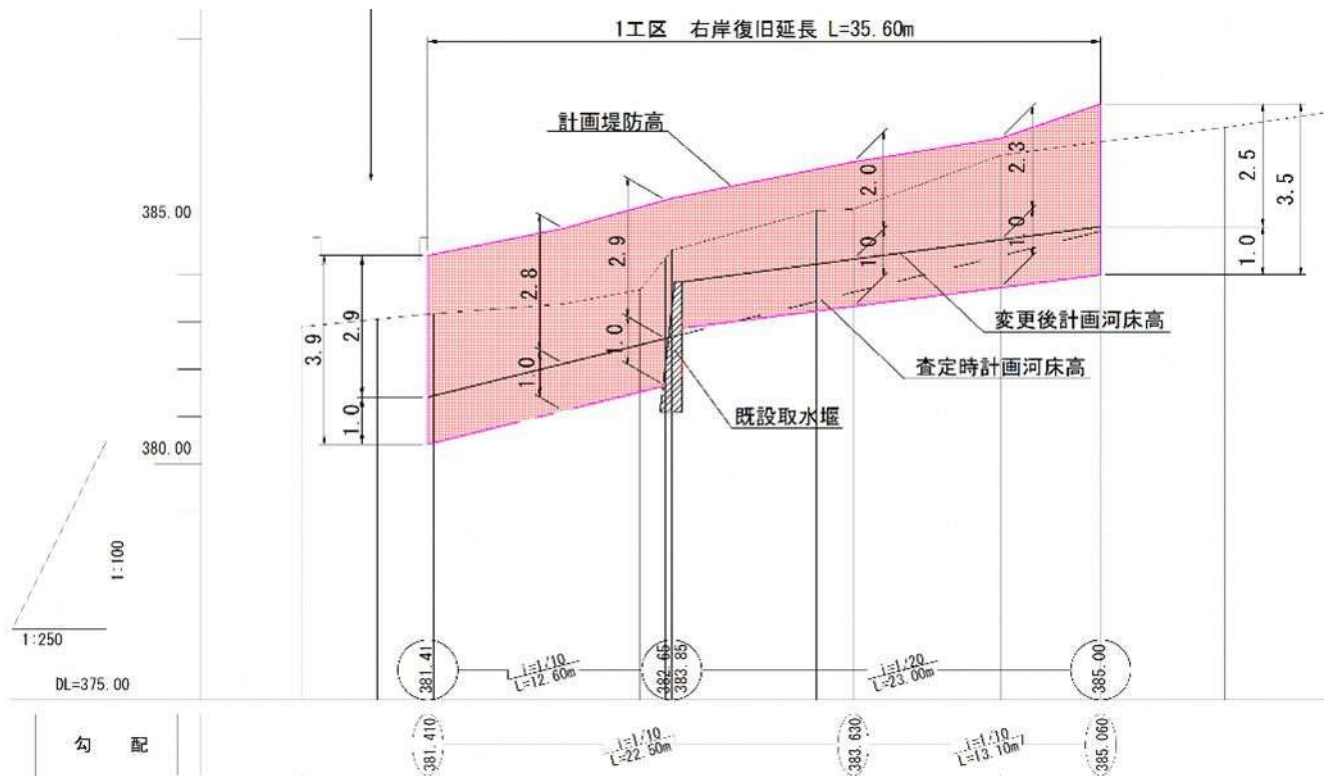


(被災後)



(工事完了後)

(宝珠山川第437号河川縦断計画)



(2) 災害復旧箇所の地形条件等に応じた復旧工法の採用

災害復旧は、原則として原形復旧が基本であり、復旧工法も原状回復が基本となっています。しかし、被災箇所により、復旧箇所の立地条件等に応じた復旧工法が必要となる場合があります。

以下の災害復旧工事は、令和2年度東峰村公共土木単独災害復旧工事の一例で、村内を通過する唯一の国道202号沿いの被災箇所です。

災害復旧の予算申請時の復旧工法はブロック積護岸工となっていたが、①国道からの進入は治山ダムまで約30mと短く、かつ地形的に工事用道路での進入が困難なこと、②国道は東峰村唯一の主要幹線道路であり通過交通も多く、かつ災害復旧箇所付近は特に縦断勾配もきつく、通過交通の走行速度が比較的高い区間に位置するため、交通安全確保の上で工事による車線規制は極力避けるべきなどの課題がありました。

このため、災害復旧工法検討の結果、国道の片側車線規制が土砂搬出時及びコンクリート打設時のみと短期間で施工可能な布製型枠工法を採用し、無事に施工完了することができました。

(北釜床川緊急対策工事(単災))



【被災後】



【復旧工事完了後】

5 本市の防災に必要なこと

東峰村への派遣1年目にも報告したことでありますが、今後発生するかもしれない災害に備えて、北九州市の管轄する河川について河川台帳等の整備確認を行い、被災時の被災箇所の特定および的確な災害復旧計画が策定できるようにすることが肝要ではないかと考えます。

6 おわりに

東峰村は、令和3年7月で平成29年の災害発生から丸4年目を迎えることとなります。

しかし、令和3年度も災害査定工事8件が事故繰越となっており、令和3年度も引き続き東峰村への災害復旧支援事業が続くことになれば、災害からの一日も早い復旧・復興に向けて尽力したいと思っています。